

第 9 期山陽小野田市高齢者福祉計画における介護サービス給付費適正化事業及び介護給付適正化委員会について

第 9 期山陽小野田市高齢者福祉計画における位置づけについて

基本理念「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることのできるまちとなっており、その中の基本目標 6 介護保険の円滑な運営の「介護給付・介護サービス適正化事業」として位置づけられています。

介護給付適正化事業

介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 1 号に規定される地域支援事業のうちの任意事業で、介護給付等に要する費用の適正化のための事業として位置付けられています。

介護給付適正化主要 3 事業(令和 6 年度～)

① 要介護認定の適正化:

認定調査及び主治医意見書について不整合等を市職員が全件チェックし、適正かつ公平な調査が行われるよう努める。

② ケアプランの点検:

ケアプランがケアマネジメントプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、基本となる介護支援専門員とともに検証しながら介護支援専門員の気づきを促すとともに、自立支援に資するケアマネジメントとは何かを追求し、その普遍化を図り、健全な給付の実施を支援する。住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検については、住宅改修の事前資料を作業療法士、主任介護支援専門員等の専門職が全件チェックし、工事内容の適正化を図っている。また福祉用具購入及び貸与については、被保険者の身体状況や生活環境に合った福祉用具が適切に選択されているか、作業療法士や主任介護支援専門員などの専門職がチェックする。

③ 縦覧点検・医療情報との突合:

国民健康保険団体連合会と協働し介護報酬の支払状況を確認し、身体状況とサービスとの整合性、算定回数、請求の誤り等のチェック、介護保険と医療保険の給付状況を突合し、入院中に介護保険を利用していないか等サービス利用の整合性を点検する。

介護給付費適正化委員会(附属機関)

山陽小野田市では、ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上及び充実、介護給付の適正化等を目的として、介護給付適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置しています。委員会の開催に先立ち、まず高齢福祉課職員にて行う介護給付適正化会議(以下「会議」という。)においてケアプラン点検を実施します。会議の結果を基にケアマネジャーと面談し、職員と一緒に内容の確認を行うとともに、ケアマネジャーに対する助言を行います。委員会は、会議の内容及び結果、課題等についてまとめたもの等について市から報告を受け、ケアプラン作成能力の向上及び介護給付適正化の観点から審議を行います。委員会の結果について、市(高齢福祉課)は、ケアマネジャー連絡会などを通じて周知を行います。

【令和 7 年度】

